

保護者のみなさまへ



万一のケガに備えて!!

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いできない主な場合については本パンフレットのP13をご覧ください。

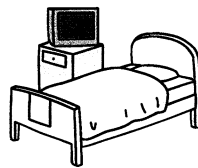
野球競技活動中のケガを補償!

傷害保険 (スポーツ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険)

こんな
ときに…



野球の練習中に
転んで足を捻挫し、
通院した。



公式試合中、
ランナーとぶつかり
ケガをして入院した。

保険金をお支払いしない主な場合 ●むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの、および熱中症、野球肩、疲労骨折 など

傷害保険 (スポーツ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険)

被保険者が野球部の管理下において野球競技活動中(練習中・試合中<公式戦を含みます>)に被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガについて補償します。(日本国内のみ)

(注) 野球部の管理下であっても、スポーツを行っていない間のケガ(合宿宿舎内でのケガ、団体として移動中のケガなど)や、野球部の管理下外でスポーツを行っている間のケガ(自宅で練習中のケガなど)は保険金のお支払いの対象となりません。



■保険期間 【2018年11月20日(火)までに加入手続きをした場合】
2018年12月1日午後4時～2019年12月1日午後4時

【2018年11月21日(水)以降に加入手続きをした場合】
補償開始日午前0時～2019年12月1日午後4時

■補償開始日 保険の加入手続きが完了した日によって異なります。右表にてご確認ください。

■保険の対象となる方 公益財団法人日本高等学校野球連盟加盟の各学校の野球部員(入学前の入部予定者含む)、マネージャーおよび指導者(野球部責任教師、監督、コーチ)に限ります。

■補償内容(一時払・1名につき)

個人申込=タイプIのみ

	タイプI
死亡・後遺障害保険金額	239万4千円
入院保険金日額	1,500円
通院保険金日額	1,000円
手術保険金額	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。

